

旧宮城県教育研修センター跡地等の利活用に
関する企画提案募集要項

令和元年5月

宮城県教育委員会

目次

第1	趣旨	P.1
第2	募集内容	P.1
1	旧研修センター跡地等の概要	P.1
2	貸付対象の土地	P.3
3	現存建物について	P.3
4	貸付条件	P.3
5	提案事業の要件等	P.5
第3	応募条件	P.6
第4	応募手続等	P.7
1	スケジュール（予定）	P.7
2	応募手続	P.7
第5	事業実施候補者の選考	P.9
1	選考方法	P.9
2	プレゼンテーション	P.9
3	評価基準・配点	P.10
4	失格事由	P.10
第6	その他の事項	P.10
第7	事務局	P.12
別紙1	企画提案書の構成等について	P.13
別紙2	閲覧図書リスト	P.15
	(様式1) 現地説明会申込書	
	(様式2) 図書閲覧に係る申請書	
	(様式3) 企画提案に係る質問書	
	(様式4) 企画提案参加申込書	
	(様式5) 企画提案応募条件に係る宣誓書	
	(様式6) 取下願	

第1 趣旨

平成25年3月に閉所した旧宮城県教育研修センター（以下「旧研修センター」という。）の跡地等については、旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会の検討結果を受け、民間活力を利用した特別支援学校高等部（高等学園）の運営のために活用することとなった。

このことから、民間事業者からの企画提案を募集し、安定的で有効かつ適切な跡地利用が見込める事業者の選定を行うものである。

第2 募集内容

旧研修センター跡地の貸付を受けて、軽度知的障害のある後期中等教育段階の生徒を受け入れる特別支援学校高等部（いわゆる高等学園）を運営し、宮城県（以下「県」という。）の教育の充実につながる活用を図る企画提案を募集する。

1 旧研修センター跡地等の概要

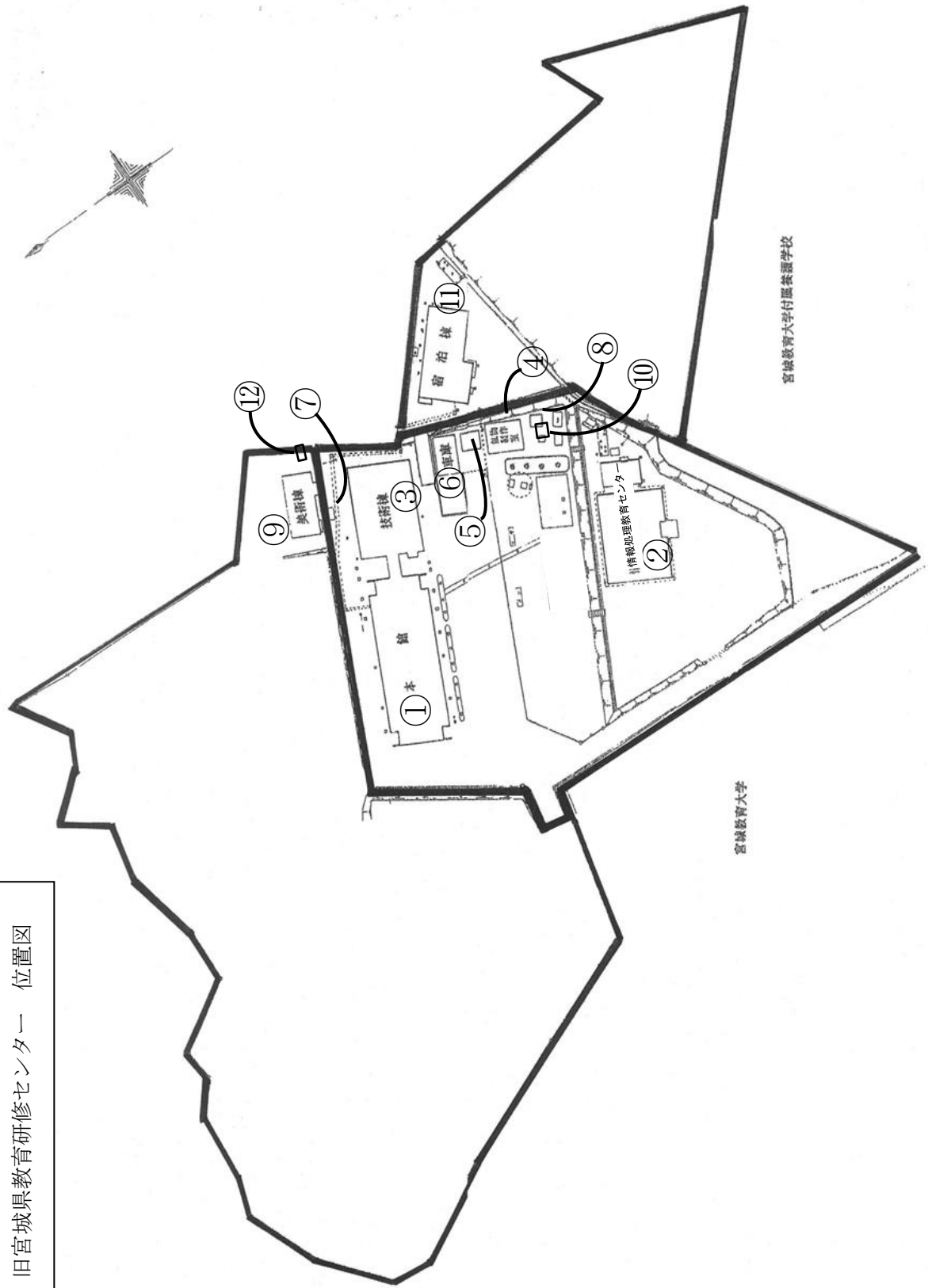
(1) 土地

所在地	地目	面積(㎡)	備考
仙台市青葉区 荒巻字青葉 393-1	宅地	24,522.67	都市計画区域：市街化区域 用途地域：第二種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%,容積率200%) 景観計画：景観重点区域(青葉山・大年寺山ゾーンB地区：高さ30m以下) 特別用途地区：文教地区
仙台市青葉区 荒巻字青葉 393-12	宅地	12,559.83	
仙台市青葉区 荒巻字青葉 395-1	宅地	8,639.49	
合 計		45,721.99	

(2) 建物（建物の位置については、P.2のとおり）

建物番号	名称	建設時期	構造	延床面積(㎡)
1	本館	S44.3	R C 4階	3,836.92
2	情報処理教育センター	S47.3	R C 2階	1,260.21
3	技術棟	S44.3	R C 平屋	557.54
4	岩石鉱物薄片製作室	S47.3	S 平屋	99.00
5	揚水ポンプ室	S44.3	C B 平屋	16.62
6	車庫	S44.3	S 平屋	75.40
7	薬品庫	S45.3	C B 平屋	7.72
8	濾過機室	S46.1	S 平屋	20.62
9	美術棟	S53.3	S 平屋	192.60
10	中和処理室	H6.5	R C 平屋	13.14
11	宿泊棟	S48.3	R C 3階	874.93
12	電気炉棟	H10.12	非木造平屋	14.10
	合 計			6,968.80

旧宮城県教育研修センター 位置図



(3) 主なインフラ設備等

貸付対象の土地及び建物は国立大学法人宮城教育大学（以下「宮城教育大学」という。）の敷地の奥にあることから、以下のとおり一部のインフラ設備については、宮城教育大学から分岐した配管等を使用している。本事業に起因する宮城教育大学のインフラ設備の改修に係る経費は、事業者が負担する。

施設等	現況等
給水設備	使用可否は不明。宮城教育大学所有私道埋設の水道配水管に接続。同配水管を使用する場合、賃料相当額は事業者が負担すること。（令和元年度実績 上水道 29,064 円）また、ポンプアップ等に要する電気料金及び計量等に係る経費も事業者が負担すること。
排水設備	使用可否は不明。情報処理教育センター東側の排水貯留槽、宮城教育大学附属特別支援学校内の排水貯留槽を経て、仙台市下水道施設へ放流。同施設を使用する場合、賃料相当額は事業者が負担すること。（令和元年度実績 下水道 1,851 円）
ガス	既設都市ガス配管は、耐震配管ではない等の理由により使用不可。新たな引込が必要。
電気	使用可否は不明。
耐震基準	耐震化診断未実施

2 貸付対象の土地

仙台市青葉区荒巻青葉 393-1 他 計 3 筆 45,721.99 m²

事業に必要な部分のみの一部貸付を可とする。

3 現存建物について

本館、情報処理教育センター、技術棟他 計 12 件 延床面積計 6,968.80 m²

事業者が建物の活用を希望し、使用に係る耐震工事、その他の工事及び手続等の一切の経費を負担する場合には、貸付を可とする。その他の建物は、県が解体する。

4 貸付条件

(1) 貸付料

イ 土地

宮城県公有財産規則（昭和 39 年宮城県規則第 8 号）等に基づく公有財産貸付料等減免申請により知事の承認を受けた場合には、無償で貸し付ける。

ロ 建物

3により貸し付けられる建物については、宮城県公有財産規則等に基づく公有財産貸付料等減免申請により知事の承認を受けた場合には、無償で貸し付ける。

(2) 貸付開始時期

契約締結日以降とし、県と協議の上、定める。

(3) 貸付期間

10年（建物を貸付ける場合、建物については5年）

※ 貸付期間を更新しようとするときは、期間満了の3月前までに書面により宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に貸付期間の更新について申込み、承諾を得る必要がある。

(4) 引き渡し

建物は、原則として県が解体するため、現在建物のある土地を利用する場合は、解体工事完了後に貸し付ける。その他は、現状有姿で貸し付ける。

(5) 改修等

(3)により建物の貸付を受けて利用する場合は、事業者の責任において、現行施行されている建築基準法等に規定している基準を満たす改修工事を行うこと。特に、当該建物は、耐震化診断を実施していないことに留意すること。また、事業開始に係る施設の改修費用、インフラ設備に係る工事費（水道、電気、ガスの切り替え費用等）及びその他一切の費用（税金等を含む。）は、全て事業者の負担とする。

(6) 修繕義務等

全て事業者の負担とする。ただし、災害等により土地の状況が現状から大きく変化した場合には、県と事業者間で協議の上、定めるものとする。

(7) 貸付物件の返還

現状有姿の土地、新たに建築した建物及び工作物は、貸付期間終了後は原則として事業者の負担により原状回復し返還する。ただし、現有の建物の修繕・模様替については、原状回復の義務を負わない。また、事業者は、全ての土地、建物、設備及び工作物に係る有益費償還請求権及び造作買取請求権を有しないものとする。

(8) 敷地内道路

旧研修センターへの出入りのためには宮城教育大学内の構内道路を通行することとなる。宮城教育大学では、一般的に要求される管理者としての注意をもって当該道路を管理するものであり、これを超える予測しがたい事象の責任を宮城教育大学に負わせることはできない。

当該施設の利用者は、原則として宮城教育大学東門入構ゲートが設置されている進入路により通行するものとし、本事業に起因する入構ゲートの更新（宮城教育大学への進入可能区域を制限するための入構ゲートの移転を含む）、構内導線の整理、看板設置等の経費は事業者が負担するものとする。

その他、構内道路の通行に関しては、宮城教育大学と協議を行うこと。

(9) 接道義務

当該敷地は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の道路に面していないことから、改修工事に当たっては宮城教育大学及び同大学附属特別支援学校関連施設との連担建築物設計制度等の活用を前提に宮城教育大学等との協議及び仙台市への申請等が必要となる。申請等に係る経費（現在の宮城教育大学関連施設の連担建築物設計の取り消し、申請及びその準備行為において宮城教育大学等に負担が生じる経費を含む。）については、事業者の負担とする。

また、宮城教育大学等との協議は契約後、速やかに行い、協議先が手続のための期間を確保できるよう努めること。

(10) かし担保等

貸付物件に隠れた構造物等が発見された場合、その他隠れたかしがあっても、県は貸主としてのかし担保責任を負わないものとする。

(11) アスベスト（石綿）及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）の処置

3により貸し付けられる建物に係るアスベストについては、事業者の負担により撤去すること。

PCB電気機器は県の負担により撤去する。

5 提案事業の要件等

(1) 用途等

イ 貸付対象の土地・建物等を活用し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条及び第 76 条の規定による特別支援学校高等部（高等学園）を設置・運営する事業を実施すること。

ロ 軽度知的障害のある生徒（知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも）を対象とすること。

ハ 事業対象土地・建物等を次の用途に使用しないこと。

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反した用途

(ロ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業の用途

(2) 事業期間

少なくとも 10 年以上、安定的、継続的に事業を継続すること。

(3) 改修等

イ 敷地は山林や傾斜地に面していることから、生徒が活動できる範囲が明確に分かるよう、貸付対象の土地の外周にフェンスを設置するなど、生徒の安全に十分に配慮すること。

ロ 3のとおり、現有建物は解体を原則とするが、建物の活用を希望し、県が貸付を認めた場合は、土地・建物等の賃貸借契約を締結後、解体工事のスケジュール等を調整の上、速やかに施設の改修等を行うこと。

(4) 宮城教育大学等との連携

イ 当該土地及び建物へは、宮城教育大学の敷地を通過する必要があることから、事業の実施に当たっては、宮城教育大学と綿密な連絡調整を行う必要があること。

ロ 周辺の教育機関と積極的に事業の連携等を図り、良好な関係を築いていくための創意工夫を講じること。

(5) 関係法令等

イ 学校教育法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法等の国・県・市の関係法令等を遵守すること。

ロ 県が別に定める「私立特別支援学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準（平成31年4月1日施行）」を参考にすること。

ハ 宮城県教育委員会が策定した「宮城県特別支援教育将来構想（平成27年3月策定）」及び旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会による「旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会・検討結果報告書（平成31年1月策定）」との整合性を取ることに。

(6) 施設利活用における県の措置

施設改修のための県の補助金について、県予算の範囲内で4億円を上限とし、改修に要する対象経費の2分の1以内を補助する制度を新設予定である。活用する場合は、事前に県と十分に協議の上、申請を行うこと。

なお、県の補助金については、令和2年度以降の予算による対応となることから、新設予定の補助制度が認められない可能性があり、その場合には補助金が支出できない場合もあることに留意すること。

第3 応募条件

応募者は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定による学校法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。

(3) 私立学校法第62条第1項の規定による解散命令を受けていないこと。

- (4) 次の申し立てがなされていない者であること。
- イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申し立て
 - ロ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申し立て
- (5) 法人税，法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税等について滞納していない者であること。なお，使用人が，応募者のために行った行為は，応募者の行為とみなす。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 応募者の役員等（法人の場合は，非常勤を含む役員をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合，又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - ロ 応募者又はその役員等が，自法人，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団，暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
 - ハ 応募者又はその役員等が，暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して，資金等を提供し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与していると認められるとき。
 - ニ 応募者又はその役員等が，暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ホ 応募者又はその役員等が，暴力団等であることを知りながら，これと取引したり，又は不当に利用したりしていると認められるとき。

第 4 応募手続等

1 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和元年 5 月 15 日（水） |
| (2) 説明会参加申込み期間 | 令和元年 5 月 15 日（水）～5 月 28 日（火） |
| (3) 図書等の閲覧期間 | 令和元年 5 月 15 日（水）～6 月 25 日（火） |
| (4) 現地説明会 | 令和元年 5 月 29 日（水） |
| (5) 質問の受付 | 令和元年 5 月 30 日（木）～6 月 10 日（月） |
| (6) 参加申込期限 | 令和元年 6 月 25 日（火） |
| (7) 提案書提出期限 | 令和元年 7 月 5 日（金） |
| (8) プレゼンテーションの実施 | 令和元年 7 月 17 日（水） |
| (9) 事業候補者決定 | 令和元年 7 月下旬 |

2 応募手続

(1) 現地説明会

- イ 開催日時 令和元年5月29日(水)
- ロ 開催場所 旧研修センター
仙台市青葉区荒巻字青葉393-1
- ハ 申込方法 参加を希望する者は、現地説明会申込書(様式1)を電子メールにて第7に記載の事務局(以下「事務局」という。)へ提出すること。提出後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。
- ニ 受付期間 令和元年5月15日(水)から5月28日(火)まで

(2) 図書等の閲覧

- イ 閲覧期間 令和元年5月15日(水)から6月25日(火)まで
- ロ 閲覧場所 宮城県行政庁舎内で県が指定する場所
- ハ 閲覧図書 別紙2のとおり
- ニ 事前予約 前日までに希望する日時を電話にて事務局へ連絡すること。
なお、日時は都合により調整する場合がある。
- ホ 注意事項 閲覧時間は1回3時間以内とする。なお、事前に図書閲覧に係る申請書(様式2)を提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

- イ 受付期間 令和元年5月30日(木)から6月10日(月)まで
- ロ 提出方法 企画提案に係る質問書(様式3)を電子メールにて事務局へ送付の上、原本を提出すること。提出後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。
- ハ 回答方法 質問に対する回答は、6月14日(金)までに随時教育庁教職員課のホームページに掲載する。

(4) 企画提案参加申込

- イ 申込期限 令和元年6月25日(火)
- ロ 申込方法 持参又は郵送(簡易書留郵便, レターパック等配達履歴を確認できる方法に限る。)により受付期間内に事務局へ提出すること。(持参の場合は、午前9時から午後5時まで。)
- ハ 提出書類
 - (イ) 企画提案参加申込書(様式4)
 - (ロ) 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式5)

【添付書類】

- ・ 印鑑証明書 写し1部
- ・ 法人登記簿謄本又は法人登記事項証明書(3か月以内のもの)
. 写し1部
- ・ 寄附行為 写し1部

- ・直近 2 事業年度の事業報告書（決算関係報告書等）・・・写し 1 部
- ・国税の納税証明書（未納税額がないことの証明）・・・写し 1 部
- ・地方税の納税証明書（同上）・・・・・・・・・・・・・・写し 1 部
- ・法人案内（法人概要パンフレット等）・・・・・・・・・・・・・・ 2 部

(5) 提案書の提出

- イ 提出期限 令和元年 7 月 5 日（金）
- ロ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便，レターパック等配達履歴を確認できる方法に限る。）により受付期間内に提出すること。（持参の場合は，午前 9 時から午後 5 時まで。）
- ハ 提出書類 企画提案書（任意様式）
※構成は，別紙 1「企画提案書の構成等について」のとおり。
- ニ 提出部数 正本 1 部，写し 15 部及び電子データ

第 5 事業実施候補者の選考

1 選考方法

県が設置する旧宮城県教育研修センター跡地等利活用企画提案事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において，提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し，評価点の平均が満点の 6 割以上である事業者の中から，事業実施候補者 1 者及び次点者 1 者をそれぞれ選定する。

2 プレゼンテーション

- (1) 開催日 令和元年 7 月 17 日（水）実施時間は，別途定める。
- (2) 会場 別途通知する。
- (3) 実施方法
 - イ 提案書の内容に沿って，必要最低限の人数で説明を行うこと。
 - ロ 1 提案者当たりの持ち時間は 60 分程度（説明 40 分，質疑応答 20 分程度）とし，県が指示した時間から順次，個別に行うものとする。
 - ハ 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし，追加資料の配付は，原則として認めない。
 - ニ スクリーンの使用を希望する場合は，企画提案書を提出する際に申し出ること。
なお，この場合，パソコン・プロジェクタ等はプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- (4) 選定結果の通知
 - イ 選定の結果は，自己の結果のみを各提案者へ通知する。
 - ロ 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし，審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

3 評価基準・配点

次の評価項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
1 教育活動の展開	①県の教育施策と整合性がとれた事業内容であるか ②特色ある教育内容が計画されているか ③生徒の就職や社会的自立を支援した事業内容であるか ④保護者の費用負担に対する考え方は適切か	40 点
2 教育機関等との連携	①宮城教育大学と連携した適切な事業内容が展開されるか ②独自の他事業や他の教育機関等と連携した事業内容が展開されるか	20 点
3 跡地利活用の現実性	①跡地を有効に活用した事業計画となっているか ②生徒が学校生活を送る上で配慮された施設の配置となっているか ③学校運営上必要な施設・機能を完備しているか	20 点
4 事業運営の安定性・信頼性	① 長期にわたって安定的・継続的に運営できる実施体制・収支・資金計画となっているか ② 改修工事計画，運営計画，スケジュール等は適切か ③ 提案する事業の経験・実績は十分か	20 点
合 計		100 点

4 失格事由

次のいずれかに該当する場合は，提案者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合，又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要項等に従っていない場合
- (3) 第5 2のプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反），第93条（心裡留保），第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第6 その他の事項

- (1) 企画提案書の取扱い

県は，提案書その他提案者から提出された書類は返却しない。また，提出された

書類は、原則として提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(2) 企画提案書の著作権

提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、募集事業に関する報告のために必要な場合は、県は提案書の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の取り下げ

企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式第6号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 企画提案の不採択

選定委員会の審査において、評価点数が基準に満たない場合又は企画提案内容等を総合的に判断した結果、当該事業として相応しくないと判断される場合には、応募された提案を採択しないことがある。

(6) 公募型プロポーザル方式の中止

企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると県が認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(7) 契約協議

県は、決定した事業実施候補者と契約協議を行い、土地等の賃借に関する契約を締結する。ただし、県と事業実施候補者が協議の上、契約に至らなかった場合は、県は、速やかに次点者を事業実施候補者に繰り上げ、契約協議を行うものとする。

なお、次順位事業実施候補者ともに契約締結に至らなかった場合は、本要項に基づく事業者の選定を中止する。

(8) 事業内容の協議

事業内容については、事業実施候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と事業実施候補者で協議の上、決定する。また、事業者決定の後、具体的な事業内容や進め方等について、逐次県の担当部署と協議することとする。

(9) 学校設置に当たって必要な認可手続き

特別支援学校高等部（高等学園）の設置に当たっては、学校教育法第4条に基づく県知事の認可が必要であり、認可が得られなければ、学校を設置できないので、留意すること。

また、今回の学校設置に関係し、所轄庁による寄附行為の変更認可が必要となることについても、併せて留意すること。

(10) その他

事業開始に当たっては、所在地である仙台市の関係部署、隣接する宮城教育大学、同大学附属特別支援学校等と十分に協議するとともに、事前に事業内容を説明する機会を設けるなど、良好な関係構築に務めること。

第7 事務局

宮城県教育庁教職員課管理班

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁16階

電話 022-211-3631 FAX 022-211-3698

E-mail kyosykm@pref.miyagi.lg.jp

別紙 1

企画提案書の構成等について

1 企画提案書の構成

企画提案書は、以下の項目順に作成すること。

※必要に応じてイメージが分かるように、別途資料を添付すること。

(1) 表紙

案件名，事業計画の名称，組織名称，所在地，代表者氏名，担当者名（所属・職・氏名），連絡先（電話・ファクシミリ番号，電子メールアドレス）を記載すること。

(2) 目次

(3) 組織概要

「組織名称」「代表者」「設立年月日」「法人の所在」「財務状況」「主な事業内容」「従業員数」「役員」「沿革」

(4) 貸付希望物件

イ 貸付を希望する物件の区分（土地・建物・構造物等）

ロ 貸付希望範囲（面積・数量等）

ハ 物件区分毎の借受目的・用途

ニ 貸付希望期間

(5) 運営計画

イ 事業展開

① 事業概要

② 県の教育施策等との整合性

③ 事業展開の基本方針

④ 事業の実施体制（組織体制，連絡先など）

⑤ 事業規模（定員・学科等）

⑥ 提供する教育内容及び特徴

⑦ 卒業後の進路に関する考え方

⑧ 施設構成の考え方・配置計画

⑨ 寄宿舍設置や通学の考え方

⑩ 授業料等の保護者が負担する経費の考え方

⑪ 国立大学法人宮城教育大学との連携に関する考え方

⑫ 提案者の他事業及び周辺の教育機関等との連携に関する考え方

⑬ 開校までのスケジュール等

ロ 収支計画

① 収支計画（収入・支出見込み，生徒数見込み，事業開始から5か年分）

ハ 人員計画

- ① 採用計画（業務内容別及び県内・外からの雇用見込み）
- (6) 施設等の整備（改修等）計画
 - イ 施設整備の概要
 - (イ) 施設整備の概要（構造，建築面積，延床面積，収容人数，設備等）
 - (ロ) 整備する施設の名称，施設の特徴や特性，施設の機能
 - ロ 整備計画
 - (イ) 概算施設整備工事費
 - (ロ) 資金調達計画（施設の建築・改修等に係る支出及び資金調達計画）
 - (ハ) 施設整備スケジュール（施設整備工事開始から完成まで）

2 企画提案書の仕様

- (1) 提案数 1者につき1案まで
- (2) ページ数等 A4片面印刷，カラー印刷も可 概ね100ページ以内
- (3) 提出部数 正本1部，写し15部及び電子データ

別紙 2

閲覧図書リスト

建物 番号	建物	図面番号・図面名称	
1	本館	①	教育研修センター新築工事 建築平面図
		②	教育研修センター本館平面図
		⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
2	情報処理教育センター	③	教第 27 号 宮城県情報処理教育センター新築工事
		④	教(県)第 21 号 宮城県教育研修センター美術研修棟新築工事 (関連図面)
		⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
3	技術棟	②	教育研修センター新築工事 建築平面図
		⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
4	岩石鉱物薄片製作室	⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事(No. 39)
5	揚水ポンプ室	⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
6	車庫	⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
7	薬品庫	⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
8	濾過機室	⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
9	美術棟	④	教(県)第 21 号 宮城県教育研修センター美術研修棟新築工事
		⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
10	中和処理室		
11	宿泊棟	④	教(県)第 21 号 宮城県教育研修センター美術研修棟新築工事 (関連図面)
		⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事
		⑥	教(県)第 26 号(主・電)教育研修センター宿泊棟改修工事完成図書【製本黒・書庫 DSC_0330】
		⑦	教(県)第 26 号(主・電)教育研修センター宿泊棟改修機械工事竣工図【製本黒・書庫 DSC_0332】
12	電気炉棟	⑤	教(県)第 22 号(主・電)教育研修センター改修工事

※丸数字は図面ごとの番号であり、同じ丸数字は同じ図面を指す。